

を削り、同号を同条第7号とし、同条第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、同条第1号力中「他部」を「他の内部組織」に改め、同号を同条第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

- (1) 総合調整局
 - ア 行政の総合的な調整に関する事項
 - イ 広報及び広聴に関する事項
- 第3条中「部」を「内部組織」に改める。

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年10月1日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第51号

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例(平成11年熊本県条例第58号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第252条の17の2第1項」の次に「及び第291条の2第2項」を加え、「市町村」の次に「及び広域連合」を加える。

第2条見出し中「市町村」を「市町村等」に改め、同条中「市町村」の次に「及び広域連合」を加える。

別表市町村の欄中「市町村」を「市町村等」に改め、同表第2号事務の欄(5)及び(6)中「(3)」を「(4)」に改め、同号市町村の欄中「、大矢野町」及び「、龍ヶ岳町」を削り、「各市」の次に「(上天草市を除く。)」を加え、同表第6号市町村の欄中「宇土市」の次に「、上天草市」を加え、「、大矢野町、松島町」及び「、姫戸町、龍ヶ岳町」を削り、同表中第39号を第41号とし、第33号から第38号までを2号ずつ繰り下げ、同表第32号市町村の欄中「牛深市」の次に「、上天草市」を加え、「、松島町」及び「、姫戸町」を削り、同号を同表第34号とし、同表中第14号から第31号までを2号ずつ繰り下げ、第13号を第15号とし、同号の前に次のように加える。

<p>14 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号。以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第38条の3の規定による液化石油ガス設備工事の届出の受理に関する事務</p> <p>(2) 法第83条第3項の規定による立入検査、質問又は収去((1)の届出に係るものに限る。)に関する事務</p>	<p>各市町村(本渡市、牛深市、上天草市、有明町、御所浦町、倉岳町、栖本町、新和町、五和町、苓北町、天草町及び河浦町を除く。)及び天草広域連合</p>
---	---

別表第12号市町村の欄中「熊本市」の次に「及び上天草市」を加え、同号を同表第13号とし、同表中第9号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、同表第8号市町村の欄中「熊本市」の次に「及び上天草市」を加え、同号を同表第9号とし、同表中第7号を第8号とし、同号の前に次のように加える。

<p>7 火薬類取締法(昭和25年法律第149号。以下この号において「法」という。)に基づく事務(火薬類のうち煙火の消費に係るものに限る。)のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第25条第1項の規定による許可に関する事務</p> <p>(2) 法第25条第3項の規定による許可の取消しに関する事務</p> <p>(3) 法第43条第1項の規定による消費場所への立入検査、質問又は収去に関する事務</p> <p>(4) 法第45条の規定による緊急措置等に関する事務</p> <p>(5) 法第46条第2項の規定による報告の徴収に関する事務</p> <p>(6) 法第47条の規定による指示に関する事務</p> <p>(7) 法第48条第1項の規定による許可の条件を付すこと((1)の許可に係るものに限る。)に関する事務</p> <p>(8) 法第52条第1項の規定による意見の聴取((1)の許可に係るものに限る。)に関する事務</p> <p>(9) 法第52条第2項の規定による通報((1)の許可、(2)の許可の取消し及び(4)の緊急措置等に係るものに限る。)に関する事務</p> <p>(10) 法第52条第5項の規定による通報の受理に関する事務</p>	<p>各市町村(本渡市、牛深市、上天草市、有明町、御所浦町、倉岳町、栖本町、新和町、五和町、苓北町、天草町及び河浦町を除く。)及び天草広域連合</p>
--	---